

韓国知的財産ニュース 2014 年 9 月後期

(No. 279)

発行年月日：2014 年 10 月 8 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、9 月 15 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 発明振興法の一部改正法律案(9. 17)
- 1-2 発明振興法施行令の一部改正令案(9. 17)
- 1-3 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案(9. 18)
- 1-4 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令案(9. 18)
- 1-5 デザイン保護法施行令の一部改正令案(9. 25)
- 1-6 デザイン保護法施行規則の一部改正令案(9. 25)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、半導体設計財産の海外進出を支援(9. 18)
- 2-2 特許庁 - KB 国民銀行、IP 金融の活性化に向けた MOU を締結(9. 18)
- 2-3 特許庁、IP 直接投資ファンドを 200 億ウォン規模で造成(9. 23)
- 2-4 特許庁、2015 年度予算案を編成(9. 24)
- 2-5 国際社会で注目を浴びた韓国の知的財産共有策(9. 25)
- 2-6 特許庁、ユーザに合わせた特許情報の提供を拡大(9. 29)
- 2-7 特許庁、IP 行政の韓流を本格化(9. 30)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 MS の CEO が訪韓…サムスンと特許紛争・釜山データセンターについて協議(9. 23)
- 3-2 ノキア、「当社はパテントトロールではない」(9. 28)
- 3-3 韓国中小企業、アップル「アイメッセージ」を特許侵害で提訴(9. 29)
- 3-4 「パテントトロール」、特許訴訟の脅威として浮上(9. 30)

デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 「韓国は供給中心型創業・ベンチャー環境」…回収市場の活性化が必要(9.16)
- 5-2 TDB ポータルで企業の特許情報照会サービス(9.23)

法律、制度関連

1-1 発明振興法の一部改正法律案

韓国特許庁(2014.9.17)

発明振興法の一部改正法律案の立法予告

1. 改正理由

公共データの開放及び利用の拡散のために産業財産権情報システム運営に関する根拠規定を設け、発明振興業務を委託遂行する民間人を公務員と擬制して処罰することで、民間における汚職問題の発生可能性を抑制することを目的とする。

また、産業財産権診断業務及び知的財産活動の実態調査業務の安定的かつ効果的な遂行を図るために根拠規定を整備し、産業財産権紛争調停制度を活性化するために紛争調停対象を拡大し、地域知的財産センターの登録要件等過度な規制を改善することを目的とする。

2. 主な内容

イ. 公共データの提供及び利用の活性化に関する法律制定の趣旨に合わせて、何人でも産業財産権情報を利用することができるように規定を整備し、公共データの効率的な提供のために産業財産権情報システムの運営に関する根拠規定等を設定(案第20条、第20条の2改正)

ロ. 特許技術情報センターに関する規定を削除することで、産業財産権の情報提供専門機関との重複を解消し、根拠規定を一元化(案第20条の3改正、第21条及び第22条削除)

- 1) 同機関を産業財産権情報化機関に名称を変更し、遂行することのできる情報化推進計画上の業務範囲を拡大
 - 2) 削除される特許技術情報センターの規定にある収益事業及び出捐条項を情報化専門機関の条項に規定
- ハ. 知的財産活動実態調査の有効な遂行のために実態調査の目的、方法を具体的に規定し、資料の提出等協調要請の根拠を設定(案第 20 条の 8 新設)
- 二. 特許情報活用及び研究開発効率化事業の根拠規定である産業財産権診断における分析対象の範囲が狭小であるため、経済環境の変化及び研究開発現場の需要を反映するのに限界があり、現実に合わせて整備(案第 2 条及び第 36 条改正)
- ホ. 産業財産権紛争調停の活性化のために紛争調停対象を拡大(案第 41 条及び第 43 条の 2 改正)
- 1) 産業財産権出願、職務発明、営業秘密等を調停対象に拡大し、
 - 2) 権利者のみならず出願人、営業秘密保有者等も紛争調停の申請ができるように改正
- ヘ. 地域知的財産センターの登録要件及び発明の評価機関の指定要件を緩和し、規制の再検討条項を設けることで規制改善課題を履行(案第 23 条及び第 28 条改正、第 57 条の 2 新設)
- ト. 国民権益委員会の勧告を受け入れ、発明振興に関する公務を遂行する民間人を処罰する際に公務員擬制規定を適用(案第 59 条)

3. 意見の提出

発明振興法の一部改正法律案に対して意見のある機関及び団体、個人は、**2014 年 10 月 22 日(水)まで**、次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：産業財産政策課長)に提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)にてご覧いただけます。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否意見及びその事由)
- ロ. 氏名(法人及び団体の場合は、その名称と代表者名)、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

発明振興法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

国民の経済活動を制約する規制を発掘し、改善することを目的とする。

2. 主な内容

- イ. 特許技術情報センターの登録基準及び行政処分基準の廃止(案第8条の5、第8条の6、別表3、別表4削除)
規制として登録された「特許技術情報センター」の機能が「産業財産権情報提供専門機関」(第8条の3)と重複し、整備が必要
- ロ. 研究ノート専門機関に対する行政処分基準の緩和(案第6条の5に関する別表1改正)
違反事項の程度及び公共業務における空白の最小化のため、3カ月間業務停止処分の基準を2カ月に緩和
- ハ. 産業財産権の情報提供専門機関に対する行政処分基準の緩和(案第8条の4に関する別表2改正)
違反事項の程度及び公共業務における空白の最小化のため、3カ月間業務停止処分の基準を2カ月に緩和
- ニ. 地域知識財産センターの登録基準及び行政処分基準の緩和(案第9条、同条に関する別表5及び第9条の3に関する別表6改正)
地域知識財産センターの設立目的の達成と関係のない電算装備を登録要件において削除し、違反事項の程度及び公共業務における空白の最小化のため、3カ月間業務停止処分の基準を2カ月に緩和
- ホ. 発明の評価機関の指定要件及び行政処分基準の緩和(案第12条及び第14条に関する別表7改正)
指定要件において評価実績及び類似業務の経験を削除し、違反事項の程度及び公共業務における空白の最小化のため、3カ月間業務停止処分の基準を2カ月に緩和
- ヘ. 産業財産権診断機関の指定要件及び行政処分基準の緩和(案第19条及び第19条の2に関する別表8改正)
指定要件において類似業務の経歴を削除し、違反事項の程度及び公共業務における空白の最小化のため、3カ月間業務停止処分の基準を2カ月に緩和
- ト. 産業財産権サービス業専門機関に対する行政処分基準の緩和(案第19条の5に関する別表9改正)

違反事項の程度及び公共業務における空白の最小化のため、3カ月間業務停止処分の基準を2カ月に緩和

チ. 産業財産権の保護専門機関に対する行政処分基準の緩和(案第28条の2に関する別表10改正)

違反事項の程度及び公共業務における空白の最小化のため、3カ月間業務停止処分の基準を2カ月に緩和

リ. 登録規制の再検討のため、時限措置条項の拡大(案第29条の2改正)

3. 意見の提出

発明振興法の一部改正法律案に対して意見のある機関及び団体、個人は、**2014年10月22日(水)まで**、次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：産業財産政策課長)に提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)にてご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否意見及びその事由)

ロ. 氏名(法人及び団体の場合は、その名称と代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

1-3 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

韓国特許庁(2014.9.18)

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

1. 議決主文

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案を別紙のように議決する。

2. 提案の理由

不正競争行為に対する調査及び除去権限を行使するための要件は、単純に必要なものと認められる場合と規定されており、権限者の便宜による恣意的行使が行われるおそれがあることから、国民基本権の制限に該当する行使要件を強化し、企業の自由な営利活動をさらに強固に保障し、営業秘密侵害行為の禁止・予防請求権の行使期間、過料の賦課基準等、規制関連規定に対する再検討型時限措置を設定することで、従来規制を緩和することを目的とする。

3. 主な内容

イ. 不正競争行為に対する調査及び収去権限の行使要件の強化(案第7条)

- 1) 不正競争行為に対する調査及び収去権限の行使要件は、必要であると認められる場合と規定されており、行政便宜による恣意的行使のおそれがあることから、行使要件を強化する必要がある。
- 2) 不正競争行為の調査及び収去権限の行使要件を「必要であって、かつその他方法により違反の有無を確認することが困難である場合」に変更する。
- 3) 不正競争行為の調査及び収去権限の行使要件を強化したことにより、企業の自由な営利活動の範囲が拡大すると期待される。

ロ. 規制再検討型時限措置の設定(案第17条の2)

- 1) 過料の賦課基準等の規制に関する規定は、取引現実を反映することができるよう、一定の期間を経過すれば当該規定の適切性を再検討する時限措置を設定する必要がある。
- 2) 営業秘密侵害行為の禁止・予防請求権の行使期間、過料の賦課基準等、規制に関する規定に対する再検討型時限規定を新設する。
- 3) 過料の賦課基準等の規制に関する規定についての再検討型時限措置が新設されることで、取引現実を反映することができ、それにより国民基本権に対する規制が緩和するものと期待される。

4. 主な討議課題

無し

5. 参考事項

- イ. 関係法令 : 省略
- ロ. 予算措置 : 別途措置の必要無し
- ハ. 合意 : 当該機関無し
- ニ. その他 : 1) 新・旧条文比較表、別添
2) 行政規制: 規制改革委員会との協議結果、異見無し

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

1-4 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令案

韓国特許庁(2014.9.18)

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令案

1. 議決主文

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正法律案を別紙のように議決する。

2. 提案の理由

不正競争行為の有無を確認するための調査行為を妨害した場合、賦課される過料基準及び原本証明機関として指定された後、指定基準に満たない場合又は遵守事項の未履行による業務停止期間について、違反事項の軽重や業務停止に伴う原本証明業務における空白による国民の不便等を考慮して一部緩和し、時限措置規定を改正することで過度な規制を改善することを目的とする。

3. 主な討議課題

無し

4. 参考事項

- イ. 関係法令 : 省略
- ロ. 予算措置 : 別途措置の必要無し
- ハ. 合意 : 当該機関無し
- ニ. その他 : 1) 新・旧条文比較表、別添
2) 行政規制: 規制改革委員会との協議結果、異見無し

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

1-5 デザイン保護法施行令の一部改正令案

韓国特許庁(2014. 9. 25)

デザイン保護法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

審査人の管理システムを改善するために審査官の資格基準を拡大し、産業通商資源部が選定する優秀デザイン(Good Design)商品の迅速な権利化を支援するために優先して審査することができるように規定することを目的とする。

2. 主な内容

イ. 審査官の資格基準の拡大及び審査官補の資格要件の規定(案第 3 条第 1 項及び第 2 項)

一定の資格要件を満たした 6 級一般職国家公務員に審査官の資格を付与し、審査官の業務を補佐する 6 級一般職国家公務員を審査官補に任命する。

ロ. デザイン優先審査の対象を拡大(案第 6 条第 8 号)

「産業デザイン振興法」により優秀産業デザインに選定されたデザイン商品を優先審査の対象とする。

3. 意見提出

デザイン保護法施行令の一部改正法律案についてご意見のある機関・団体及び個人は、**2014 年 11 月 10 日(月)まで**、次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：デザイン審査政策課長)宛てに提出してください。なお、立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)にてご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否意見及びその理由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

1-6 デザイン保護法施行規則の一部改正令案

韓国特許庁(2014. 9. 25)

デザイン保護法施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

出願人の便宜を図るためにデザイン権者の申請がある場合、英語で作成されたデザイン登録証を発給することができるようにし、国際出願の関連デザイン出願等に関して国際事務局が改正した書式を反映し、登録規制について再検討型時限措置を設定し、デザインの説明欄の記載事項を補完する等、現行制度の運営上において表れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

2. 主な内容

イ. 英語デザイン登録証を発給する根拠作り(案第 66 条、第 67 条及び第 68 条)

デザイン権者の申請がある場合、英語で作成されたデザイン登録証を発給することが

できるようにし、このとき、英語デザイン登録証に記すべき事項が正確に翻訳されていることを証明する書類を添付して提出するように改める。

ロ. 国際出願の手続補完(案第 90 条第 2 項)

国際出願について関連デザイン出願及び新規性喪失の例外主張をしようとする場合、関連デザイン登録出願の申請書面及び新規性喪失例外主張の書面、新規性喪失例外主張の証明書類提出書をそれぞれ提出するように改める。

ハ. 再検討型の規制時限措置の反映(案第 102 条)

国際出願に関する書類を英語で作成するように制限する登録規制について、その存続期限を 3 年に設定し、期限が終わると存続如何を再検討する。

二. 登録証デザイン改善案の反映(案第 9 号書式～第 26 号書式)

公的証書として象徴的・審美的・機能的価値を高めるための登録証デザインの改善事項を反映する。

ホ. 国際出願に関する書式改正及び新設(案第 27 号書式～第 31 号書式)

我が国を指定国に含む等、国際出願書の書式を改正し、国際出願の関連デザインの出願及び新奇性喪失の例外主張の手続に関する書式を新設する。

ヘ. デザイン説明欄の記載方法の補完(案別表 2)

物品の材質の記載が必要である場合及び省略図面に対する説明等を具体的に例示する。

ト. 一組の物品として出願可能な対象の補完(案別表 5)

構成品全体として形態的な統一性を備えていると認められる場合は、「一組の物品」として出願することができるようにする。

チ. デザイン図面の一部のみを提出することができる場合の補完(案書式第 4 号)

画像デザイン出願の画像が図示される図面、一方の図面が同様であり、又は対称である場合、そのうち一方の図面のみ提出することができるようにする。

3. 意見提出

デザイン保護法施行規則の一部改正法律案についてご意見のある機関・団体及び個人は、**2014 年 11 月 11 日(火)まで**、次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：デザイン審査政策課長)宛てに提出してください。なお、立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)にてご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否意見及びその理由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

関係機関の動き

2-1 特許庁、半導体設計財産の海外進出を支援

韓国特許庁(2014.9.18)

特許庁は、技術力と市場性を兼ね備えた国内中小企業の半導体設計財産の輸出拡大に向けて、9月17日に上海で開催されるSMICシンポジウムと12月11日に香港で開催されるCSIA-ICCAD総会において海外マーケティングを支援する。

半導体設計財産とは、特定機能を行うように設計された回路に関する知的財産権のことだ。これは多様な機能を1枚のチップにより具現するシステム半導体を早く設計・製作するために欠かせない要素で、システム半導体産業の成長とともに需要が急増している。

しかし、韓国はまだ主な半導体設計財産を輸入して使用しており、国内の半導体設計財産の市場規模も世界の1割程度に過ぎない。また、半導体設計財産を製作・販売する国内メーカーはそのほとんどが中小企業で、人材と経験の不足により海外市場でのPRと販売に難航している。

特許庁は、半導体設計財産の中小企業を支援するために昨年韓国半導体産業協会とともに海外マーケティングを支援してきた。今年はその規模をさらに拡大し、2つの行事で計6社を支援する予定だ。

今年の行事に参加する企業は、Ray-Tracing技法を使用した3次元グラフィック処理技術や次世代ビデオ標準技術を搭載した半導体設計財産などを保有している。特許庁と韓国半導体産業協会では、こうした半導体設計財産が海外市場において充分の競争力を備えていると判断している。

特許庁は、今年拡大する海外マーケティング支援事業が中国市場で韓国企業の半導体設計財産の信頼度を一層向上させると見込んでいる。また、グローバルシステム半導体メーカーと技術・市場情報を共有し、取引の経験を蓄積することが韓国メーカーの競争力強化にもつながると期待している。

標準特許半導体チームのチョン・ソングンチーム長は、「半導体設計財産の重要性が日々増している中で、特許庁は、国内の優秀な半導体設計財産の発掘および流通の活性化とともに海外市場でのマーケティング支援を持続的に行っていく方針だ」と述べた。

2-2 特許庁 - KB 国民銀行、IP 金融の活性化に向けた MOU を締結

韓国特許庁(2014. 9. 18)

特許庁と KB 国民銀行は、9 月 16 日、国民銀行汝矣島本店で知的財産(IP)金融の活性化に向けた MOU を締結した。

今回の MOU により、特許庁と KB 国民銀行は、優秀 IP 保有企業の発掘および育成、IP 担保金融の施行、IP 価値評価の手数料支援などに関する業務協力を進める予定だ。

特許庁は、物的担保および信用が不足している初期段階の中小・ベンチャー企業に対する資金支援を拡大するために、国策銀行である産業銀行および企業銀行と手を組み、2013 年 9 月から IP 担保貸出を通じて 2014 年 8 月まで 76 社に 700 億ウォン以上の貸出を施行した。特に 2014 年には IP 担保貸出を都市銀行に拡大し、より多くの企業に資金を支援するためにウリ銀行(5 月 29 日)・新韓銀行(6 月 26 日)と MOU を締結し、商品の開発に協力した上、KB 国民銀行とも協業方策について活発な議論を進めてきた。

KB 国民銀行は、ことし 8 月、政府の新経済政策を有効に支援するために「知識・技術金融の支援」、「中小企業・小商工人の支援拡大」などの「金融支援 3 大重要テーマ」を発表しており、

「知識・技術金融の支援」のため、技術力評価を通じた格付けの上方修正、与信限度および金利の優遇、技術金融支援の際に職員の免責基準などを反映した 3 種類の貸出商品を発売するなど、優れた技術力を有している企業に対する支援強化に向けて力を入れてきた。

KB 国民銀行は、今回の MOU を基に IP 金融を本格的に推進していく計画だ。そのため 9 月中に理系弁理士および修士・博士人材を多数採用して知識・技術価値評価および支援専従組織を新設し、これを徐々に拡大していくなど、IP 金融の基盤も拡充する予定だ。

キム・ヨンミン特許庁長は「国内貸出規模トップである KB 国民銀行が IP 担保貸出に参加することは、IP 金融が都市銀行に安定的に定着するきっかけとなる。特許庁は、金融界の IP および技術金融の力量が発展するよう、相互協力を通じて IP が事業資金につ

ながる新しい金融システムをリードしていきたい」と述べた。

パク・ジウ頭取代行は「両機関の IP 金融に対する関心と意志、これまで蓄積してきたノウハウを基に国内 IP 金融の活性化に向けて協力していく。今回の MOU をきっかけに従来の物的担保および信用度中心の与信審査から脱皮し、IP と連携した様々な貸出商品を発売することで中小企業支援を拡大していきたい。」と述べた。

MOU 以降、特許庁と KB 国民銀行は、早期に IP 担保貸出商品を発売することにした。また、IP を活用した新規商品の開発も共同として推進する計画だ。

2-3 特許庁、IP 直接投資ファンドを 200 億ウォン規模で造成

韓国特許庁(2014. 9. 23)

特許庁は 10 月、韓国中小企業が保有している優秀な知的財産(IP)の保護および取引を活性化させるために、ファンド・オブ・ファンズの特許アカウントを通じて IP そのものに直接投資するファンドを 200 億ウォン規模で造成する計画だ。

そのため、中小企業庁は、関連規定(「創業投資会社などの登録および管理規定」(中小企業庁告示))を改正し、映画、音盤などに限られていたファンド・オブ・ファンズプロジェクトの投資範囲を IP にまで拡大し、23 日から施行する。

*プロジェクト投資: 会社の持分とは関係なく、会社が営む特定のプロジェクトに対して所要資金を支援し、そこから得る収益を配分する形の投資

これまで特許、商標などの IP は、ファンド・オブ・ファンズ投資対象のプロジェクトに該当しなかったため、IP を保有している企業に対してのみ投資が可能だった。しかし、今回の改正により映画、音盤などの知的財産そのものに直接投資することができる根拠を設けた。

映画投資の場合、シナリオの選択から完成までは制作会社が担当し、投資決定は運用会社が担当している。映画の上映が終了すると、合計制作費用と劇場収入などの売上高を精算して、投資の持分により投資家や映画制作会社などが収益金を配分する。

今回造成される「知的財産直接投資ファンド」も映画のように IP ビジネス専門企業が中小企業で保有している優れたアイデア、特許などを掘り起こし、優秀 IP に仕上げて運用会社が投資する構造となっている。

IP ビジネス専門企業は、米国など海外の特許権を確保し、ライセンス事業によりロイヤルティ収益を上げ、中小企業は特許権に対する実施権を与えられ、事業化に活用する。

これにより、ファンドオブファンズが中小企業の施設資金、経営資金として活用された従来の範囲を超えて、中小企業の優れた IP の確保はもちろん、IP ビジネス業界の活性化を通じた国内 IP ビジネス市場の拡大も期待されている。

キム・ヨンミン特許庁長は、「同ファンドを通じて、IP に対する準備が整っていない中小企業への投資が積極的に行われてほしい。さらに中小企業の IP 競争力が向上し、韓国 IP 市場の活性化にもつながることを期待している」と述べた。

2-4 特許庁、2015 年度予算案を編成

韓国特許庁(2014. 9. 24)

□2015 年度特許庁予算案は、総額基準で 2014 年比 14. 2% 増加 (+653 億ウォン) した 5, 266 億ウォンとなった。

2015 年度予算案の要は、

第一、審査処理期間を短縮するため、審査処理支援予算を大幅に増額し、

第二、優秀な特許技術以外に特別な担保力のない中小・ベンチャー企業が保有している知的財産権(IP)を担保に事業資金を確保することができるように、IP 金融の活性化予算の確保に重点を置いた。

< 2015 年度特許庁予算案の概要 >

(単位：億ウォン)

区分	'14 年度 予算 (A)	'15 年度 予算 (B)	増減 (B-A)	%
◆歳出 (A+B)	4, 613	5, 266	653	14. 2
□支出合計 (A)	3, 941	4, 124	183	4. 6
○審査・審判サービスの提供	694	765	71	10. 2
○知的財産創出基盤の強化	1, 014	1, 058	44	4. 3
○国内・国外の知的財産保護	183	190	7	3. 8
○知的財産活用の促進	321	348	27	8. 4
○知的財産行政の情報化	369	344	△25	△6. 8

○機関運営費用およびその他	1,360	1,419	59	4.3
□政府内部取引(B)	672	1,142	470	69.9

□世界トップレベルの審査・審判サービスを提供

<('14)694→('15 案)765 億ウォン(71 億ウォン、10.2%増)>

審査業務の支援に必要な予算を 2014 年比 10.2%増額して審査業務のアウトソーシングをさらに拡大し、審査処理期間を大幅に短縮する予定だ。

特許は 2014 年より 1.7 カ月短縮して 10 カ月以内に、商標・デザインは 2014 年比 1.5 カ月短縮して 5 カ月以内に審査が処理されるように審査処理の目標を設定した。

<2015 年審査処理期間目標>

(単位：カ月)

区分	2013	2014	2015
特許	13.2	11.7	10.0
商標	7.7	6.5	5.0
デザイン	7.3	6.5	5.0

□IP 金融の活性化

<('14)23→('15 案)235 億ウォン(212 億ウォン、1,021%増)>

IP 金融の活性化に当てられる予算は、2014 年比 10 倍増加した 235 億ウォンに編成した。

まず、初めて施行される IP 担保貸出のリスクに対する銀行の懸念を解消するため、不良債権が発生した際に回収を支援する回収支援ファンドを 200 億ウォン規模で造成する計画だ。

また、同計画により増加が見込まれる IP 担保貸出に必要な IP 価値評価費用の支援も追加編成した。

□その他

<海外知的財産の保護強化：('14)129→('15 案)134 億ウォン(5 億ウォン、3.5%増)>

日本内で韓国企業が当面する知的財産紛争が増加していることから、海外知識財産センター(IP-Desk)を日本に追加設置する予定だ。

※IP-Desk の設置現況(5カ国 10カ所)：中国(北京、上海、青島、広州、瀋陽)、タイ、ベトナム、米国(ロサンゼルス、ニューヨーク)、ドイツ

IP-Desk 未設置国の場合、韓国企業を相手取った紛争が発生した際の初期対応が脆弱しているという点を補完するため、海外での IP 紛争に関する初期対応支援予算(4億ウォン)も新規編成した。

<知的財産創出の基盤強化：(‘14)1,014→(‘15案)1,058億ウォン(44億ウォン、4.3%増)>

大学・公共研究所、民間企業などが R&D により、優秀な特許を創出できるように特許戦略を支援する各種予算を前年比 4.3%増額した。

※IP-Star 企業に対する支援：(‘14)9,019→(‘15)10,596 社
国家特許戦略の青写真：(‘14)5→(‘15)6 産業分野
民間 IP-R&D 戦略支援：(‘14)174→(‘15)180 社

<知的財産権に関する貿易収支統計の提供：(‘14)→(‘15案)2億ウォン>

現在は総額のみ提供している IP 貿易収支統計を産業別・貿易相手国別など、様々なテーマで細分化して提供する予定だ。

この統計を通じて客観的で正確な IP 貿易収支を把握し、産業戦略および IP の競争力を高める政策作りの基礎資料として活用する予定だ。

<大学の知的財産専門人材の拡大：(‘14)47→(‘15案)55億ウォン(8億ウォン、17.0%増)>

IP 専門人材の需要が増えると思われている中、IP 教育の先導大学を 3カ所追加指定するほか、支援規模も拡大し大学での IP 教育をさらに強化する。

※IP 教育の先導大学(‘14)9→(‘15)12校、1大学支援規模(‘14)154→(‘15)2億

また、IP 専門学位過程の持続的な支援のために 2015 年 1 大学院過程を新設する予定だ。

キム・ヨンミン特許庁長は、「今後、充実した予算執行を通じて IP が創造経済を実現する中核的な原動力になるよう取り組んでいきたい」と述べた。

2-5 国際社会で注目を浴びた韓国の知的財産共有策

韓国特許庁(2014.9.25)

キム・ヨンミン特許庁長は、9月22日にスイス・ジュネーブで開かれた第54回世界知的所有権機関(WIPO)加盟国総会(9.22~9.30)に参加し、韓国政府の中核推進課題である知的財産に基づいた創造経済の実現戦略の1年間の主な成果を加盟国と共有し、総会の付帯行事として韓国信託基金10周年記念行事を開催した。

キム庁長は、総会初日に基調演説を通じて韓国政府が推進してきた「知識財産に基づいた創造経済の実現戦略」の1年間の主な成果として、「知的財産権担保貸出^{*}」の拡大など知的財産金融の活性化、「ポジティブ審査制度」、「一括審査制度」などユーザーに合わせた審査サービスなどを紹介した。併せて、政府機関が有している有用な特許情報および公共著作物などを国民に提供し、付加価値を創出する韓国政府の「政府 3.0」政策も紹介した。

※知的財産権担保貸出は、信用と担保力が不足している中小企業が特許権など、知的財産権だけで必要な資金を借りることができる制度

また、キム庁長は、9月23日ジュネーブにあるWIPO本部でフランシス・ガリーWIPO事務総長、チェ・ソギョン在ジュネーブ韓国代表部大使と各国代表団約600人の参加の下、WIPO韓国信託基金^{*}運営10周年記念行事を開催した。キム庁長は祝辞を通じて、受取国から供与国に皮向けた韓国の経験およびノウハウを基に開始した韓国信託基金事業の10年間の成果を国際社会と共有した。ガリー事務総長も祝辞を通じて途上国支援分野における韓国の貢献度を高く評価し、韓国信託基金は非常に模範となるケースで、これまで適正技術の開発および児童教育向け動画の提供など多くの成果を上げてきたと説明した。

※韓国信託基金(Korea-Funds-In-Trust)は、途上国や最貧国の知的財産分野の力量強化および認識向上を支援するため、韓国政府(特許庁)がWIPOに供与する基金のことで、2004年以降、計86億ウォンを支援した。

同行事では、韓国信託基金の紹介、途上国に対する適正技術^{*}の開発、IP行政の力量

強化および IP に対する認識向上、創意工夫の発明教育などをテーマとした展示会も同時に行われ、適正技術ドキュメンタリー、児童教育向け動画の動画などが公開された。

※適正技術とは、途上国国民の困難を解決するため、現地で得られる材料をもって具現した技術を意味する。

同行事の前にキム庁長は、ガリーWIPO 事務総長と機関長面談を通じて、国際特許出願などに関する WIPO 支援の拡大と情報化分野を中心とした両機関の協力案について話し合った。さらに、会期中には主要 15 カ国と二国間会談を開催し、WIPO 加盟国間の協力事項を含めた様々な知財権懸案について議論する予定だ。

2-6 特許庁、ユーザに合わせた特許情報の提供を拡大

韓国特許庁(2014. 9. 29)

特許庁は、知的財産権(特許・実用新案)の「特許分類およびファミリー情報」を特許情報ウェブサービス「KIPRIS^{Plus}(Plus.kipris.or.kr)」を通じて9月29日から民間に無料提供する。

今回提供される特許分類*情報には、特許分類の国際標準である IPC、CPC**のみならず、その変動履歴まで含まれている。

※特許分類とは、多様な分野にわたる特許を詳細な技術分野により分類する基準のことで、特許文献の検索、特許動向の分析および統計の算出など、特許情報を活用するための基礎として用いられる。

※※ IPC : International Patent Classification、CPC : Cooperative Patent Classification

特許分類は、技術の発展に伴って改正されているが、かつて発行された特許文献の場合、改正された特許分類システムが反映されておらず、特許文献の分類や検索に手間がかかった。

こうした問題を改善するために今回提供される特許分類情報には、分類の変動履歴が含まれており、以前の特許分類が適用されていた文献に対する検索の効率が大幅に増加すると見られている。

また、特許分類情報とともに提供される「特許ファミリー情報」は、同一の発明を複数国に出願した場合、各国に出願された特許を連携・照会できるように構成した情報だ。

したがって、特許ファミリー情報を通じて一つの特許と連携した世界 231 カ国の特許状況を簡単に把握することができるようになったほか、これまで提供されていた法的状態情報※と連携する場合、関連特許の審査進行状況まで照会が可能だ。

※法的状態情報：特許出願から消滅までの行政処理によって発生する法的状態の履歴情報
(現在、国内情報は試行サービス中であり、2015 年まで欧州、日本、米国など主な先進国情報も提供する予定)

今回提供される特許分類およびファミリー情報は、民間で自由に再加工できる生のデータ (raw data) の形で配布される。これで特許分類の変動履歴を適用した特許検索サービスや海外特許出願情報を提供する特許ファミリー商品など、様々な知的財産商品とサービス開発を通じた付加価値の創出効果が期待される。

特許庁情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は、「今後も民間で必要とする特許情報に対するニーズを把握し、そのニーズに合わせた特許情報を持続的に構築していきたい」と述べた。

2-7 特許庁、IP 行政の韓流を本格化

韓国特許庁(2014. 9. 30)

□韓国特許庁は、9 月 29 日、第 54 回世界知識所有権機構 (WIPO) 総会会期中の主な活動内容と成果について発表した。

○9 月 22 日、スイス・ジュネーブで開かれた WIPO 総会には、世界 187 カ国の WIPO 加盟国が参加し、WIPO の 1 年間の運営成果を評価し、今後の業務推進のあり方を決定した。

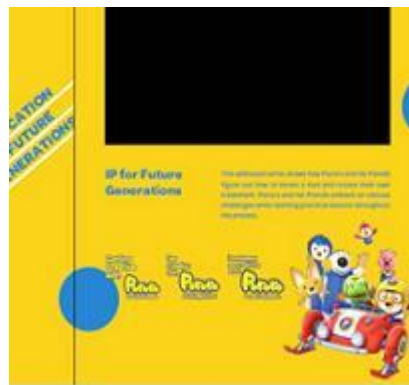
○会期中、韓国特許庁は、WIPO 総会の基調演説などの公式スケジュールに加え、計 16 カ国との二国間会議を行い、両国間の協力事項を含めた様々な IP 懸案について話し合った。

- 特に、二国間会議を IP 行政の韓流を拡散させるためのセールス外交の場として活用し、アラブ首長国連邦 (UAE) に特許情報システムを輸出するほか、サウジアラビアに PCT 国際調査サービスを提供することに合意するなどの成果を上げた。

□今回の発表には、WIPO 総会での成果とともに特許庁で進めている IP 国際協力における 4 大重要課題の最近の成果および今後の推進計画が盛り込まれている。

世界中の注目を浴びた韓国の IP 共有活動

- キム・ヨンミン特許庁長は、9月22日、スイス・ジュネーブで開かれたWIPO総会の基調演説を通じて、IPを基にした創造経済の実現戦略など、特許庁の主なIP政策の動向を紹介するとともにIP分野の先進国 - 途上国間の開発格差(IP divide)を解消するための国際社会の取り組みを強調した。
- 特に、今回のWIPO総会の付帯行事として韓国信託基金10周年記念行事を主宰し、WIPO事務総長(Mr. Francis Gurry)など主な関係者の参加の下、途上国を対象にIP共有を実行してきたWIPO韓国信託基金事業の10年間の成果を国際社会に広報した。
 - 韓国特許庁は、2004年から毎年、韓国信託基金に出捐し、適正技術の支援、教育コンテンツの開発・普及など、途上国の暮らしの質を改善し、IP力量の強化に貢献してきた。
 - 同行事には、展示会も設けられ、これまで開発した適正技術、生徒向けの創意発明教材および子ども向けのIP教育教材などを展示し、WIPO総会に参加した各国代表団の注目を集めた。

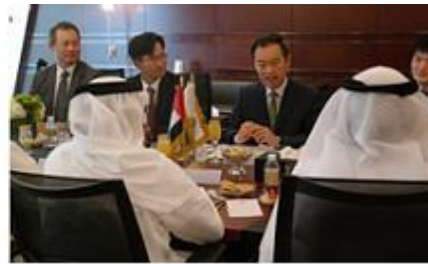
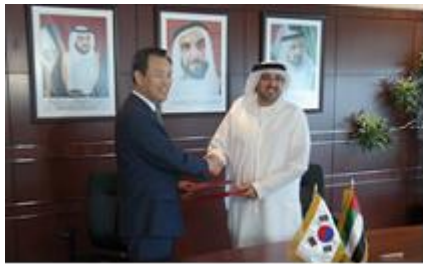


- キム特許庁長は、「WIPO韓国信託基金を活用してこれまで推進してきた様々な活動の成果を基に、IP先進5カ国の一員としてIP分野における韓国の経験を共有する事業を一層多様に推進する予定」だと述べた。

セールス外交を通じて花咲く IP 行政の韓流の拡散

◆ 韓国の特許情報システムを UAE へ輸出する基盤を構築

- キム特許庁長は、9月21日、UAE・ドバイで開かれた「韓 - UAE 間 IP 分野における高官級会合」を通じて UAE の特許情報システム構築に関する MOU を締結し、今後、韓国企業により推進される予定である UAE 特許庁の IP 情報化システム作りにおいて、特許庁の専門家を派遣するなどの技術諮問を担うことに合意した。



- 今回の MOU 締結を通じて、UAE 政府が特許審査代行*とともに情報化システム構築のパートナーとして韓国を選択し、UAE が進めている特許庁の審査基盤作りの事業に韓国が中核的な役割を担うことになった。

※UAE 特許審査代行：特許庁は、今年 6 月から韓国特許審査官を現地へ派遣するとともに特許庁傘下の特許情報振興センターを活用した UAE 特許出願の実体審査を代行することで韓国の特許審査サービスを UAE に有料で輸出している。

○今回の事業を通じて UAE 特許庁が韓国の特許情報システムである KIPOnet を使用することになれば、ODA の形で進められていた従来の取り組みとは異なり、受取国の政府が全額を負担する初めての KIPOnet 輸出ケースだという点で大きな意味がある。

- 今回の UAE 特許情報システムの輸出は、サウジアラビア、バーレーンなど中東諸国に韓国の特許情報システムの優秀性をアピールするきっかけとなると期待されている。

◆PCT 国際調査サービスの輸出、中東に拡大

○一方、キム特許庁長は、9 月 23 日、スイス・ジュネーブにおいてサウジアラビア特許庁長と二国間会議を開き、サウジアラビアの出願人が韓国特許庁の PCT 国際調査サービスを活用することに合意し、中東地域における PCT 審査サービスの輸出への一歩を踏み出した。

- 今回の合意は、PCT 国際調査サービス市場に複数国が参入を試みており、従来の 19 の国際調査機関も業務の拡大を図るなど、PCT 国際調査の誘致争いが激化する中での成果であるだけに、さらに意味がある。

- 特許庁は、様々な言語による特許文献の検索、高級審査人材などのメリットを活用して PCT 国際調査の対象国を拡大していく計画だ。

<韓国特許庁を PCT 国際調査機関として指定した国(14 カ国)>



※特許庁は、外国の出願人を対象に年間約 2,000 万ドルの PCT 国際調査サービスを輸出しており、300 人以上の理工系高級人材の雇用を創出している。

- キム特許庁長は、「今回、韓国の特許情報システムの UAE 進出のほか、サウジアラビアに PCT 国際調査サービスを輸出することは、中東諸国を対象に韓国の IP 行政サービスを輸出することで、外貨を確保するきっかけとなる。これを基にその他中東諸国を対象とする IP 行政の韓流を拡散させ、セールス外交を強化していきたい」と述べた。

海外 IP 情報へのアクセスがより容易に

◆特許庁、共通特許分類(CPC)の導入を本格化

- 特許庁は、2015 年 1 月から共通特許分類である CPC(Cooperative Patent Classification)を全面導入することにし、9 月 25 日、スイス・ジュネーブで米特許庁と高官級会合を開催して、CPC 主導国である米国と従来の特許分類に関する協力事業を拡大・推進することに合意した。
 - 今回の合意を通じて、特許庁は優秀な分類システムの導入を円滑に進められる基盤を作った。
 - また、昨年 11 月から試行的に利用している CPC を全ての分野に拡大したことで、審査の専門性および主な国際特許文献へのアクセシビリティが一層向上すると期待されている。

◆欧州のデザイン検索システム、韓国語サービスを開始

- 特許庁は、9 月 24 日、スイス・ジュネーブで欧州共同体商標意匠庁(OHIM)とデザインデータの交換に関する MOU を締結し、今年 12 月まで欧州のデザイン検索システム「Design View」において韓国語サービスを開始することにした。

- これを通じて韓国のユーザーが欧州各国のデザイン情報を容易に検索できるようになったほか、その情報を活用した付加価値の創出も期待されている。

○また、ミャンマー、インド、ブラジルなどの8カ国と会合を開き、ミャンマーとIP協力に関するMOUを締結するなど、新興国・途上国との協力を拡大した。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 MSのCEOが訪韓…サムスンと特許紛争・釜山データセンターについて協議

デジタルタイムズ(2014.9.23)

マイクロソフト(MS)のサトヤ・ナデラーCEOが24日に開かれる自社の開発者コンファレンス「テクデイズ・コリア 2014」に参加するために23日韓国を訪れる。

ビル・ゲイツとスティーブ・バルマーに次いでMSのCEOに就任したナデラーCEOは、訪韓中にサムスン電子のイ・ジェヨン副会長に会う予定だ。

今回の訪韓を機にMSのノキア買収による両社の特許紛争が解決の糸口を見出せるかどうかに関心が高まっている。

MSは先月初旬、サムスン電子がアンドロイドOSに関する特許使用権契約を違反したという理由で米ニューヨーク南部連邦地方裁判所に提訴した。MSは訴訟でノキアの携帯電話事業部を買収・合併したことが2011年サムスン電子と締結した特許協約を無効にするのかについて、裁判所の判断を求めた。また、サムスン電子が昨年支払いを留保したロイヤルティの利子を支払わなければならないと主張している。

イ副会長は今年8月、アップルのティム・クックCEOに会って、米以外の地域で行われている特許紛争をすべて撤回することに合意した。

ナデラーCEOとイ副会長は、特許紛争以外にもスマートフォン・タブレット型PC、クラウドシステム、企業間取引(B2B)など、情報技術分野の協力策についても議論する予定で、その結果に注目が集まっている。

さらに、ナデラーCEOは訪韓中に産業通商資源部のユン・サンジク長官に会い、釜山にインターネットデータセンター(IDC)を建設する内容などについて議論する。

MS は、昨年公式ホームページを通じて釜山地域の IDC 運営職を募集するなど、IDC 建設に向けた準備に取り組んできた。釜山に IDC が立ち上げられると韓国だけでなく、アジア全域をカバーする中心部の役割を担うと期待されている。

今回の行事は、ナデラーCEO が就任して初めての海外出張で、韓国のほか、中国とインドも訪問する予定だ。

デジタルニュース部

3-2 ノキア、「当社はパテントトロールではない」

デジタルタイムズ(2014.9.28)

「ノキアがパテントトロール化されていると言われていたが、決してそうでない。特許に対するノキアの政策は、携帯電話を以前と以後が変わっていない。私たちは他社が開発したものを買い上げるのではなく、自社が開発したものに対する代価をもらっているだけだ。」

ノキア・テクノロジーのヤリ・ワーリオ IPR ディレクターは、フィンランドにあるノキア本社で「パテントトロール」として競合会社をけん制するのではないかとという韓国記者団の質問に対して以上のように答えた。

ノキアのブランドは、携帯電話事業の崩壊とともに消費者の認知度も低下しつつあるが、依然として無視できない強力なパワーを備えている。特許があるためだ。1980年代半ばから2000年代後半にかけて携帯電話市場を席卷したノキアは、同期間のモバイルに関する R&D の成果により、膨大な特許ポートフォリオを保有している。

ノキアが出願・保有した特許は約3万件で、その価値は500億ユーロに上るといふ。今年、特許使用料として上げられた収益だけでも6億ユーロ以上だと見られている。

ノキアの特許パワーは、携帯電話事業を MS に売却したことで本格的な恐怖の対象に化した。自社で携帯電話の製造はせず、特許技術のみ有しているため、その他メーカーに対する特許攻勢に有利なためだ。そのため、IT 業界はノキアが事実上 NPE と同じ事業構造となり、標準必須特許(SEP)を中心とした特許使用料を値上げする狙いがあるのではないかと懸念を示している。

ヤリ・ワーリオディレクターは、一般的な NPE とは異なって自社開発の技術に限って

ライセンス政策を維持しているため、NPE とは一線を画していると強調した。

これは、最近韓国公正取引委員会のノ・テレ委員長の発言を正面から否認したものの、ノ委員長は、あるコンファレンスにおいてノキアが「一部 NPE」に等しいと述べ、過度な特許使用料により関連企業の足を引っ張っているという旨の発言をした。

ヤリ・ワーリオディレクターは、ノキア自社のライセンス・プログラムを拡大し、他企業を支援し、今後開発される新規技術にも活用できる機会を模索するライセンス哲学を確立したと説明した。また、新規特許を確保するための技術開発への投資も両立していると述べた。

ノキアの積極的な解明にもかかわらず、ノキアが特許を武器にグローバル IT 産業を牛耳るおそれはある。ノキアが直接提起した特許訴訟は、2012 年 6 件に増え、その翌年の 2013 年に 1 件へ急減した。その反面、ノキアが出願した特許に関する訴訟は、2013 年に 13 件と急増した。これは、ノキアが出願して保有していた特許が直接または様々なルートを経て NPE に譲渡され、その特許を活用した訴訟が急増したということだ。

そのため、関連業界は公正取引委員会のノキア - MS 企業結合審査においても、迂回特許攻勢の活動を事前に防ぐ目的で他社に特許を一定期間譲渡を禁止する条件が盛り込まれると予想している。

キム・ユジョン記者

3-2 韓国中小企業、アップル「アイメッセージ」を特許侵害で提訴

デジタルタイムズ(2014. 9. 29)

韓国中小企業がアップルを特許侵害で提訴した。

29 日、メッセージ伝送業者のインフォゾーンは、アップルコリアを相手取って特許侵害の罪でソウル中央地方検察庁に訴訟を提起した。

同社は、アップルがアップルユーザーの間で使うメッセージ伝送技術である「アイメッセージ」が自社保有の特許を侵害したと主張した。

インフォゾーンは「アイメッセージがiPhoneユーザーの間ではデータを利用してメッセージのやり取りをしているが、アンドロイドユーザに対して伝送するときは電話通

信網を利用するなど、選択的に通信網を利用している。この部分がインフォゼーンの保有している特許を侵害した」と主張している。インフォゼーンが保有している特許は「最新端末機の PACKET データの送信・受信機能を搭載しているかどうかをデータベースとして備え、データ網または電話通信網を選択的につなげる通信システムおよびその運用方法だ。

同社は「販売差し止め処分」の申し立てる計画だ。裁判所の決定により 아이폰 の国内販売が中止される可能性もある。裁判所の決定には 3 カ月から 6 カ月ほどかかる見通し。

インフォゼーンのパク・ミョンフム代表は「今年 5 月、アップルに内容証明を通じて特許侵害の事実を警告し、8 月には侵害主張を裏付ける請求範囲に関する内容を送ったが、アップル側の回答がなく、結局訴訟を提起することになった。今週中、販売差し止めに関する訴訟を進める」と述べた。

キム・ジソン記者

3-4 「パテントトロール」、特許訴訟の脅威として浮上

デジタルタイムズ(2014. 9. 30)

グローバル IT 産業における主要企業間の「特許戦争」について、最近の特許を利用してロイヤルティを受け取る「パテントトロール」が主導する構図になってきたという分析が出た。

韓国情報通信政策研究院(KISDI)のソン・サンヨン研究委員は、先月 30 日、「スマートフォン特許戦争の結末と新しいリスク」という報告書を通じて「アップルとグーグルは訴訟を終結させ、アップルとサムスンが米国での訴訟を縮小させるなど、アップルとアンドロイド陣営の特許戦争は沈静化している。グーグルとマイクロソフト(MS)間の争いもレノボによるモトローラ・モビリティの買収が完了し次第、終結する可能性が高い」と予測した。

グローバル IT 企業間の特許争いに端を発したのは、2009 年、アップルが自社の特許を侵害したと主張したノキアの提訴だった。

その後、グーグル - サムスンのアンドロイド陣営とアップル - MS の反アンドロイド陣営間の大規模訴訟にまで拡大したが、最近になって対立は解消されつつあるとのことだ。

ソン委員は、IT 企業間の特許訴訟が沈静化した後の新しい脅威として「パテントトロール」の活発な動きを挙げた。パテントトロールは、企業や組織の特許権を大量に買収し、これを生産に利用せず、同様または類似した特許技術を使っているメーカーを対象に特許訴訟を起こして過度なロイヤルティを要求する企業のことだ。

ソン委員は「パテントトロールが提起する訴訟は、毎年平均 33% ずつ増加しているが、米国の場合、2012 年ベースで特許訴訟全体の約 62% がパテントトロールによるものだった」と指摘した。

2013 年上半期ベースでアップル(171 件)、HP(137 件)、サムスン(133 件)などの企業が特許侵害に関する訴訟を提起された。

また、ソン委員は、パテントトロールが新しいリスク要因として浮上したことで、IT 企業がお互い訴訟争いを中断し、協力する必要性を感じるようになったのもこれまでは見られなかった変化だと評価した。

グーグル、SAP、SAS、レッドハットなど 9 企業は、7 月に「特許使用料や損害賠償を目的とした不当な訴訟を阻止するための企業連合 (License on Transfer Network)」を設立するなど、共同の取り組みに乗り出した。

パテントトロールとの訴訟に敗訴したケースは、訴訟全体の 1% にも及ばないくらいだが、訴訟にかかる法務コストが増えるのを避けたい大多数の IT 企業がパテントトロールと合意したり、防御のための特許を購入したりしている状況だ。

ソン委員は「パテントトロールの動きが活発になり、韓国アプリケーション開発者、個人ユーザーも訴訟の標的になりかねない」と見ている。

ソ・ジョンゲン記者

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 「韓国は供給中心型創業」の環境…回収市場の活性化が必要

韓国特許庁(2014.9.16)

韓国は、特許出願とベンチャーキャピタルが発展した「供給中心型」構造の創業・ベンチャーの環境だという分析が出た。一方、買収・合併(M&A)、新規株式公開(IPO)などの投資回収分野は、相対的に脆弱化していることが分かった。

中小企業庁と創業振興院は16日、創造経済研究会を通じて実施した「日中韓創業・ベンチャー環境の比較研究」において、以上の分析結果を発表した。

今回の研究は、日中韓3カ国の創業・ベンチャー環境を集中的に分析し、米国との比較を通じて韓国のベンチャー・創業環境の活性化方を提示する目的で行われた。

研究結果によると韓国は「供給中心型」、中国は「市場志向型」、日本は「技術中心型」、米国は「バランス型」の傾向があった。

韓国の場合、2012年の1人当たり特許出願件数は0.41件で世界トップ水準である一方、IPロイヤリティは-49.5で赤字を計上し、特許の質的向上とロイヤリティ収入および技術金融など、特許の活用という側面を強化しなければならないと指摘された。

エンジェル投資の割合は、国内総生産(GDP)比0.01%に及ばず、また、M&A規模も中国と米国に比べ相対的に低迷していることから、エンジェル投資の拡大および大企業が主導するM&Aの活性化が求められるという分析があった。実際、2012年の韓国のM&A規模は5億ドルで、中国(200億ドル)の40分の1、米国(800億ドル)の80分の1の水準に止まった。

GDP比ベンチャーキャピタルの割合は、日本(0.017%)と中国(0.089%)より高い0.091%で優位を占めているが、IPO規模は最下位で、KOSDAQなどの投資回収市場の活性化に向けた努力が求められている。それとともに創業企業が成功する前まで失敗を経験した平均回数は、1.3回で、日本(1.0回)と米国、中国(それぞれ2.8回)に比べ失敗経験が少ないことが分かった。

創造経済研究会の関係者は、「韓国が共有中心型の創業・ベンチャー環境を抜け出すに

は、技術金融を強化し、M&A や IPO などの回収市場を活性化することで「好循環の環境作り」にさらなる政策力量を集中させることが重要だ」と述べた。

イ・ジュンギ記者

5-2 TDB ポータルで企業の特許情報照会サービス

デジタルタイムズ(2014.9.23)

第4四半期(10月～12月)から金融機関は、「TDB(技術金融データベース)ポータル」を通じて企業の特許および財務情報を照会することができる。TDB ポータルの機能を高度化することで、金融機関による技術審査の支援力量を向上し、技術金融の活性化につながるという目的だ。

22日、金融界によると、全国銀行連合会の技術情報部が第4四半期中にTDBポータルに企業の特許情報照会サービスを構築する計画だ。同サービスが構築されれば、金融機関はポータルに事業者登録番号を入力するだけで特許などの関連技術情報を容易に調べることができる。具体的には、△財務割合 △研究開発費の推移 △年度別の企業特許登録件数 △特許内容などの情報が搭載される見通しだ。今年7月、銀行連合会は、金融社別に分散している技術情報を収集してデータベース(DB)化する方式により、初期段階のポータル構築を完了している。

現在、TDBポータルは、銀行連合会の会員社である18の金融社をはじめ、技術信用評価機関(TCB)である韓国企業データ(KED)、技術信用保証基金、ナイス信用評価など、計21機関の関係者が内部電算網を利用してアクセスし、技術情報を確認することができる。ある都市銀行の関係者は、「今のTDBポータルには論文を中心とした技術情報が主となっている。技術金融の活性化を導き出すため、ホームページ機能の改善と関連情報の拡充、TDB電算システムの高度化などが持続的に行われてほしい」と述べた。

併せて銀行連合会は、上・下半期の技術金融支援の業績を基に市場情報報告書を定期的に発行し、TDBポータルに掲載する計画だ。金融機関が技術金融の需要と効果などを把握できるように支援し、戦略の樹立を後押しするためだ。

銀行連合会の関係者は、「金融界との持続的な協議を通じてニーズに合わせた技術金融資料やデータベースを積極的に掘り起こす予定だ。特に金融当局が技術金融の成果をインセンティブに積極的に反映し、銀行別業績を公開すると明らかにしただけに、TDBポータルの役割はさらに拡大すると見られる」と説明した。

パク・ソヨン記者

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム